

# マネジメントリポート

2004年6月

## 今回のテーマ： 相続時精算課税制度と贈与税申告の動向

国税庁の発表によれば、2003年の贈与税申告者は431,000人で、うち約18%の78,000人が、相続時精算課税制度を選択しています。

### 1. 相続時精算課税制度の概要

贈与税申告者は、贈与者ごとにこの制度の適用の選択が可能です。選択した贈与者からの贈与については、つぎの適用があります。

贈与税の計算	1) 贈与財産の累計額が、特別控除額2,500万円を超える部分は、一律の贈与税率20%により贈与税を前納。 2) 2005年末までの1,000万円以上の住宅資金贈与については、特別控除額3,500万円の特例あり。
相続税の計算	(相続財産 + 上記贈与財産)の相続税 - 上記前納贈与税 = 相続時の納付税額。マイナスになれば加算金付で還付。
選択可能要件	65歳以上の親から20歳以上の子(死亡の場合は孫)への贈与 住宅取得資金贈与には、親の年齢制限はなし
選択上の留意点	1) 一度本制度を選択した贈与者からの贈与については、通常贈与制度に戻すことはできません。 2) 本制度選択の贈与財産は、相続税の計算上、「贈与」時の評価額で計算されます。

### 2. 2003年贈与税申告の概要(国税庁発表による)

- 1) 通常贈与適用者は353,000人。2002年は390,000人。対前年比10%減に留まる。
- 2) 相続時精算課税制度の選択者の95%は、贈与価額が2,500万円・3,500万円の特別控除内の納税額がない贈与
- 3) 相続時精算課税制度の選択者の1/3は、住宅取得資金贈与の特例適用者。
- 4) 納税額がある相続時精算課税制度の選択者の納税額平均は526万円。贈与税申告者全体の納税額平均33万円の16倍

以上より、相続時精算課税制度の積極的活用の傾向はあまり見られず、相続税が発生すると予想される資産家にとって、様子見の傾向が見られます。

納税額平均は高額となっていることから、一部で、将来値上がりが予想される財産につき、相続税精算時課税制度を積極的に活用する傾向も見られます。

#### お見逃しなく!

550万円まで非課税の旧住宅取得資金贈与の特例は、2005年末までの贈与につき、存続しています。